

## 養父市文化会館（仮称）設計・監理業務委託仕様書

### 第 1 章 総則

#### （適用）

第 1 条 養父市文化会館（仮称）設計・監理業務（以下「本業務」という。）に係る仕様を以下に定める。

#### （業務の期間）

第 2 条 委託業務の期間は、下記とする。

設計業務期間は、契約締結の日から平成31年7月末日までとする。

※基本設計完了後、施工者選定を予定している。

※申請期間、解体設計を含む

工事監理期間は、工事施工業者との契約締結後から平成33年3月末日までとする。

解体の工事監理期間は、新文化会館の開館後の約6か月程度を予定。

#### （情報管理及び情報保護対策）

第 3 条 本業務で取り扱う情報については、個人情報はもとより、全ての情報については、委託期間中、委託期間終了後を問わず、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

#### （その他）

第 4 条 受託者は、委託者と連絡を密にし、十分協議の上、委託者の指示に従わなければならない。また、本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

### 第 2 章 業務内容

#### （業務目的）

第 5 条 養父市文化会館（仮称）建設基本構想（以下「基本構想」という。）及び養父市文化会館（仮称）整備基本計画（以下「基本計画」という）に基づき、養父市文化会館（仮称）設計・監理業務および現八鹿文化会館の解体設計業務を行うものとする。

#### （業務内容）

第 6 条 業務内容は以下のとおりとする。

1. 委託名称 養父市文化会館(仮称)設計・監理業務

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 養父市文化会館(仮称)

(2) 施設の場所 養父市八鹿町八鹿字家下モ

(3) 施設用途 文化・交流・公益施設(音楽ホール、図書館、公民館、屋外空間)

平成 21 年度国土交通省告示第 15 号 別添二 第十二号 第 1 類、第 2 類

## 3. 設計と条件（文化会館の新設）

## (1) 敷地の条件

- |         |  |
|---------|--|
| a. 敷地面積 | 28,647.48 m <sup>2</sup>   |
| b. 区域   | 都市計画区域内  |
| c. 区域区分 | 未設定  |
| d. 建ぺい率 | 70%  |
| e. 容積率  | 200%   |
| f. 接道条件 | 県道八鹿停車場線 幅員約 6.0m (北)<br>市道宮越諏訪町線 幅員約 11.5m (東)<br>市道諏訪町2号線 幅員約 4.0m (南)<br>市道諏訪町1号線 幅員約 5.0m (西)<br>市道諏訪町下町南線 幅員約 3.5m (北西)   |
| g. その他  | 養父市景観計画に定める<br>「景観形成重点地区〈八鹿町八鹿地区景観形成重点地区〉」<br>兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく「歴史的景観区域」<br>土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域(土石流)」<br>水防法に基づく「養父市防災マップ〈浸水想定区域(0.5m)〉」<br>兵庫県総合治水条例に基づく「調整池」の要検討 |

## (2) 施設の条件（予定）

- |               |   |
|---------------|---|
| a. 施設の延べ面積    | 約4,191 m <sup>2</sup> （基本計画策定時）                                   |
|               | ※延べ面積は参考値であり、基本設計期間中に決定するものとする。                                   |
| b. 主要構造、階数    | （提案による）   |
| c. 外構         |   |
| ア. 駐車場        | 143台  |
| イ. 駐輪場        | 未定  |
| ウ. 屋外空間       | オープン時に重点的に整備するのは屋外空間のうち<br>約3,000 m <sup>2</sup> 、及び臨時駐車場（108台）のみ |
| エ. 敷地内水路の安全対策 | 一式  |
| オ. 建物周囲の整備    |   |
| カ. 敷地境界の整備    |   |
| d. 耐震安全性の分類   |   |
|               | 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）による<br>耐震安全性の分類は以下のとおりとする。       |
| ア. 構造体        | Ⅱ 類   |
| イ. 建築非構造部材    | A 類   |
| ウ. 建築設備       | 乙 類   |

## (3) 整備の条件(予定)

- |           |   |
|-----------|---|
| a. 工事費    | 約25億円（税込）養父市文化会館（仮称）整備基本計画時概算                               |
|           | ＊上記金額には、外構費(上記、3.(2)c.外構)・ホール備品・什器備品<br>・現八鹿文化会館・公民館の解体費を含む |
| b. 工事予定工期 | 平成31年8月～平成33年3月末(検査、付帯工事、引越期間含む)                            |
| c. 解体工期   | 新文化会館の開館後に約6ヵ月程度を予定   |

## (4) その他、設計と条件

養父市文化会館(仮称)建設基本構想	平成29年2月策定
養父市文化会館(仮称)整備基本計画	平成29年12月策定

## 4. 設計と条件 (現八鹿文化会館・公民館の解体)

(別紙5) 現八鹿文化会館の既存一般図を参照(本審査へ進んだ者には別途詳細図を配布)

## (1) 敷地の条件

敷地面積 12,939.215㎡

## (2) 施設の条件

構造	鉄筋コンクリート造	一部	鉄骨鉄筋コンクリート造
規模	公民館	1481.33㎡	
	文化会館	2585.36㎡	
	合計	<u>4066.69㎡</u>	

## 5. 業務委託の範囲

- (1) 基本設計業務
- (2) 実施設計業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 解体設計監理業務 \*現八鹿文化会館・公民館

## 第3章 業務仕様

## (業務仕様)

業務仕様は以下のとおりとする。

## 1. 共通仕様書

本業務委託仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による。

## 2. 管理技術者の資格要件

管理技術者(業務を管理及び総括する責任者)は、一級建築士(建築士法昭和25年法律第202号)とする。

## 3. 主任技術者の配置及び資格要件

実施要領(説明書)「3.(2)配置予定技術者に対する要件 ①～③」を参照。

## 4. 業務履行体制

実施要領(説明書)「3.(2)配置予定技術者に対する要件 ④～⑨、⑫」を参照。  
技術者は原則として業務完了まで変更を行わないものとする。

## 5. 調査業務の内容及び範囲

## (1) 地形測量

養父市文化会館(仮称)に必要な建設地の測量業務(境界確認を含む)を実施する。

\*「公共測量作業規定」により成果品を作成すること。

## 6. 設計業務の内容および範囲

\*本仕様書以外の設計業務についても設計を進める上で必要な業務は適宜実施する

## (1) 基本設計

## a. 一般業務

- (a) 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- (b) 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- (c) 電気設備基本設計に関する標準業務
- (d) 機械設備基本設計に関する標準業務
- (e) 舞台設備基本設計に関する標準業務
- (f) 外構整備基本設計に関する標準業務

## b. 追加業務

- (a) 工事費概算書の作成（根拠資料、見積り含む）\*中間時及び基本設計完了時
- (b) 工事スケジュール案の作成
- (c) 仮設計画図の作成
- (d) 構工法、施工性検証資料の作成
- (e) 工期短縮及び工事費低減検討資料の作成
- (f) 什器・備品を含む付帯工事設備の設計及び概算工事費の算出
- (g) ライフサイクルコストも含めた長期修繕計画の作成  
(年間光熱費、維持管理費及び定期更新時経費算出を含む)
- (h) 透視図の作成 外観、内観、鳥瞰図(A3版)各1枚(電子データ共)
- (i) 検討用の模型(外観、ホール内部)、模型写真
- (j) 電力、ガス、水道等のインフラ会社等との協議
- (k) 防災計画、災害対策の検討
- (l) CASBEE評価資料の検討
- (m) 市民会議等への参加・運営協力
- (n) 市民参加ワークショップの運営支援(説明用図面、模型の準備)
- (o) 開発申請に係る手続きおよび関係機関との打合せ

## (2) 実施設計

## a. 一般業務

- (a) 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- (b) 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- (c) 電気設備実施設計に関する標準業務
- (d) 機械設備実施設計に関する標準業務
- (e) 舞台設備実施設計に関する標準業務
- (f) 外構整備実施設計に関する標準業務

## b. 追加業務

- (a) 積算業務 \*実施設計図書完了時
  - ア 建築積算業務
  - イ 電気設備積算業務
  - ウ 機械設備積算業務
- (b) 申請手続き等業務

必要な各種協議、申請書等の作成、提出及び受領を含み建築確認申請手数料及び構造適合判定手数料等、手続きに必要な一切の費用を含む。

- (c) エネルギー仕様の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き
  - (d) リサイクル計画書の作成
  - (e) 仮設計画図の作成
  - (f) 構工法、施工性検証資料の作成
  - (g) 工事スケジュール案の更新
  - (h) 工期短縮及び工事費低減検討資料の作成
  - (i) 什器・備品を含む付帯工事設備の設計及び概算工事費の算出
  - (j) 基本設計で立案した長期修繕計画の更新
  - (k) 模型の製作（完成模型として展示を行う）、模型写真
  - (l) C A S B E E 評価資料の作成
  - (m) 市民会議等への参加・運営協力
  - (n) 市民参加ワークショップの運営支援（説明用図面、模型の準備）
  - (o) 開発申請に係る手続きおよび関係機関との打合せ
- (3) 工事監理
- a. 一般業務
    - (a) 工事監理に関する標準業務
  - b. 追加業務
    - (a) 関連工事との調整
    - (b) 施工計画等の特別の検討・助言
    - (c) 完成図の確認
    - (d) 関係官庁への手続等
- (4) 解体設計
- a. 一般業務
    - (a) 建築（意匠）設計に関する業務
    - (b) 建築（構造）設計に関する業務
    - (c) 建築（設備）設計に関する業務
  - b. 追加業務
    - (a) 建築（意匠・構造・設備）積算業務（※数量表作成、見積徴収、見積比較資料作成を含む。）
    - (b) 概略工事工程表の作成
    - (c) 関係官庁および関係機関との協議・申請手続き
    - (d) 施工計画資料の作成（仮設検討図、施行検討図等の作成を含む。）
    - (e) アスベスト調査、および報告書の作成
- (5) 解体工事監理
- a. 一般業務
    - (a) 工事監理に関する標準業務
  - b. 追加業務
    - (a) 関連工事との調整
    - (b) 施工計画等の特別の検討・助言

- (c) 完成図の確認
- (d) 関係官庁への手続等

## 7. 業務の実施

### (1) 一般事項

- a. 設計・監理業務は提示された設計と条件、基本計画図書、適用基準に従って行う。
- b. 基本設計・実施設計業務にあたっては、随時、関係者へのヒアリングを行うとともに設計スケジュールの進行管理を行う。
- c. 積算業務は、発注者の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 積算業務は、営繕工事積算チェックマニュアルによって行う。

### (2) 設計業務実施計画書

基本・実施設計業務をそれぞれ着手する際に、以下の内容を踏まえた設計業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

- a. 業務実施体制
- b. 設計業務工程表（庁内合意を踏まえたマイルストーンを設定すること）
- c. 打合せ計画表
- d. 設計図書の社内検査方針及び検査体制フロー図

### (3) 工事監理実施計画書

工事監理業務を着手する際に、以下の内容を踏まえた工事監理業務実施計画書を作成し発注者の承認を得ること。

- a. 業務一般事項
- b. 業務工程計画
- c. 業務体制
- d. 業務方針

### (4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。打ち合わせ時の資料は、受託者が必要部数を準備する。

- a. 業務着手時
- b. 発注者又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 設計会議（隔週程度）、分科会（随時）
- d. 市民会議、ワークショップ

### (5) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。それぞれ最新版を適用する。

- a. 共通
  - ・官庁施設の基本的性能基準
  - ・官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
  - ・官庁施設の総合耐震計画基準
  - ・官庁施設の環境保全性に関する基準
  - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
  - ・官庁施設の防犯に関する基準
  - ・公共建築工事積算基準

- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
  - ・ 公共建築工事共通費積算基準
  - ・ 建築物解体工事共通仕様書
  - ・ 兵庫県福祉のまちづくり条例
  - ・ 兵庫県統合治水条例
  - ・ 養父市建築工事積算基準等の運用
- b. 建築
- ・ 建築工事設計図書作成基準
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
  - ・ 公共建築工事改修標準仕様書（建築工事編）
  - ・ 建築設計基準
  - ・ 建築構造設計基準
  - ・ 建築工事標準詳細図
  - ・ 構内舗装・排水設計基準
  - ・ 建築工事監理指針（建築工事編）
- c. 建築積算
- ・ 公共建築数量積算基準
  - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
  - ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- d. 設備
- ・ 建築設備計画基準
  - ・ 建築設備設計基準
  - ・ 建築設備工事設計図書作成基準
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
  - ・ 公共建築工事改修標準仕様書（電気設備工事編）
  - ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
  - ・ 公共建築工事改修標準仕様書（機械設備工事編）
  - ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
  - ・ 建築設備耐震設計・施工指針
  - ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
  - ・ 建築設備設計計算書作成の手引き
  - ・ 電気設備工事監理指針
  - ・ 機械設備工事監理指針
- e. 設備積算
- ・ 公共建築設備数量積算基準
  - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
  - ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- (6) 関連する別契約業務との調整
- 関連する別契約業務（市道整備工事等）との設計内容の調整および確認を行うとともに、相互の業務に必要な図面または資料（CAD データ等の電子データを含む）を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供する。

## (7) 設計VEによる提案、設計VEへの協力

基本・実施設計において、VE提案を行い、事業費の縮減に努めること。

また、発注者等がVE提案を検討する場合は、発注者の求めに応じた資料を準備すること。

## (8) アニメーション（CG）によるプラン等の説明

業務進行に応じて、適宜、アニメーション（CG）によるプラン等の説明を行うこと。

## (9) 質問回答書の作成

施工者より、当該設計に関する質問が生じたときは発注者と協議し、受注者は、原則として無償で質問に対する回答書を作成すること。

## (10) 設計変更、追加設計の実施

実施設計に関する成果物の引渡し後といえども、現場で設計の変更が生じたときは、発注者と協議の上、受注者は、原則として無償で変更設計を行うこと。

（杭芯ずれによる基礎の補強計算も含む。）

## (11) その他

関係省庁との協議及び市議会、住民説明等に係る資料等の作成補助を行うこと。

## 第4章 成果品

## (成果品)

1. 成果物の作成は、建築工事設計図書作成基準<sup>(\*)</sup>及び建築設備工事設計図書作成基準<sup>(\*)</sup>により行う。

2. 電子データの納品については、建築設計業務等電子納品要領<sup>(\*)</sup>によるほか、図面等はPDF形式に変換したのも併せて納品すること。

(\*)：国土交通省大臣官房官庁営繕部基準

3. 成果物及び成果図書は、以下のとおりとする。

## (1) 基本設計に関する成果図書

設計の種類	成果図書	製本形態等
(1) 総合	① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 ⑩ 工事費概算書（付帯工事含む） ⑪ 工事区分資料 （付帯工事、別途工事を網羅する）	A3 原図1部 製本3部 概要版5部
(2) 外構	① 仕様概要書 ② 仕上概要書 ③ 平面図（雨水処理、植栽、舗装等） ④ 横断図 ⑤ 工事費概算書 ⑥ 各種技術資料	
(3) 構造	① 構造計画説明書	

		② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書	
(4) 設備	a. 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	
	b. 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	
	c. 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	
	d. 昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	
	e. その他設備	① 舞台機構設備計画説明書 ② 舞台機構設備概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画書</li> <li>・ 工事費概算書 (根拠資料、見積り等)</li> <li>・ 透視図 外観 1 枚、鳥瞰図 1 枚 (電子データ共)</li> <li>・ 模型、模型写真</li> <li>・ 地形調査報告書</li> <li>・ 付帯設備工事に関する検討資料</li> <li>・ CASBEE評価検討資料</li> <li>・ 長期修繕計画書</li> <li>・ 工期短縮及び工事費低減検討書</li> <li>・ 基本レイアウト計画 (什器・備品含む)</li> <li>・ 仮設計画図</li> <li>・ 概略工事工程表</li> <li>・ 住民説明等に必要な資料</li> </ul>	
(6) 電子データ		上記(1)～(5)のデータ ※データ形式は PDF とする ※設計データは PDF 及び CAD データ (sfc, sxf, dxf) とする ※工事費概算書データは PDF 及び Excel データとする	CD-R で 3 枚

(注)

1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある
2. 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設計に関する設計をいう
3. (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある
4. 「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む
5. 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む

## (2) 実施設計に関する成果図書

設計の種類		成果図書	製本形態等
(1) 総合		① 実施設計説明書 ② 建築物概要書 ③ 特記仕様書 ④ 仕上表 ⑤ 面積表及び求積図 ⑥ 敷地案内図 ⑦ 配置図 ⑧ 平面図（各階） ⑨ 断面図 ⑩ 立面図（各面） ⑪ 矩計図 ⑫ 展開図 ⑬ 天井伏図（各階） ⑭ 平面詳細図 ⑮ 部分詳細図 ⑯ 建具表 ⑰ サイン計画図 ⑱ 外構平面図 ⑲ 外構詳細図 ⑳ 植栽計画図 ㉑ 仮設計画図 ㉒ 工事費概算書 ㉓ 各種計算書 ㉔ ランニングコスト算出書 ㉕ その他確認申請に必要な図書 ㉖ その他設計意図を伝達するために必要な図書	A1 原図1部  A1二つ折 製本3部
(2) 構造		① 実施設計説明書 ② 特記仕様書 ③ 構造基準図 ④ 伏図（各階） ⑤ 軸組図 ⑥ 部材断面表 ⑦ 部分詳細図 ⑧ 構造計算書 ⑨ 工事費概算書 ⑩ その他確認申請に必要な図書 ⑪ その他設計意図を伝達するために必要な図書	A3二つ折 製本5部
(3) 設備	a. 電気設備	① 実施設計説明書 ② 特記仕様書 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 受変電設備図 ⑥ 非常電源設備図 ⑦ 幹線系統図 ⑧ 接地系統図 ⑨ 電灯、コンセント設備平面図（各階） ⑩ 動力設備平面図（各階） ⑪ 通信・情報通信設備系統図 ⑫ 通信・情報通信設備平面図	

		(各階) ⑬ 火災報知等設備系統図 ⑭ 火災報知等設備平面図 (各階) ⑮ 屋外設備図 ⑯ その他設置設備設計図 ⑰ 工事費概算書 ⑱ 各種計算書 ⑲ ランニングコスト算出書 ⑳ その他確認申請に必要な図書 ㉑ その他設計意図を伝達するために必要な図書	
	b. 給排水衛生設備	① 実施設計説明書 ② 特記仕様書 ③ 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図 (各階) ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図 (各階) ⑧ 排水処理設備図 ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事費概算書 ⑬ 各種計算書 ⑭ ランニングコスト算出書 ⑮ その他確認申請に必要な図書 ⑯ その他設計意図を伝達するために必要な図書	
	c. 空調換気設備	① 実施設計説明書 ② 特記仕様書 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 空調設備系統図 ⑥ 空調設備平面図 (各階) ⑦ 換気設備系統図 ⑧ 換気設備平面図 (各階) ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事費概算書 ⑬ 各種計算書 ⑭ ランニングコスト算出書 ⑮ その他確認申請に必要な図書 ⑯ その他設計意図を伝達するために必要な図書	
	d. 昇降機等	① 特記仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事費概算書 ⑧ 各種計算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書	

	⑩ その他設計意図を伝達するために必要な図書	
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費内訳書</li> <li>・ 根拠資料（単価比較表、見積書、使用機器・材料カタログ等）</li> <li>・ 関係法令等に基づく必要な各種申請図書</li> <li>・ 省エネルギー関係計算書</li> <li>・ リサイクル計画書</li> <li>・ 模型、模型写真</li> <li>・ 付帯設備工事に関する検討資料</li> <li>・ CASBEE評価検討資料</li> <li>・ 長期修繕計画</li> <li>・ 工期短縮及び工事費低減検討書</li> <li>・ 仮設計画図</li> <li>・ 概略工事工程表</li> <li>・ 住民説明等に必要な資料</li> </ul>	A3・A4 正1部 副1部
(5) 電子データ	上記(1)～(4)のデータ ※データ形式はPDFとする ※設計データはPDF及びCADデータ（sfc, sxf, dxf）とする ※工事費概算書データはPDF及びExcelデータとする	CD-R等で 3枚

(注)

- ・ 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。なお、本委託での現況調査及び工法検討により作成図面の追加、変更は業務期間中に発注者との打合せにより決定するものとする。
- ・ 「実施設計説明書」等各工事にまたがって作成する成果物は取りまとめて提出すること。
- ・ 矩計図の必要箇所は、発注者と協議の上決定すること。

※ 設計図書への製品名等の記載について

- a. 設計図には特定の製造業者による製品名等は原則記載しないものとし、仕様・品質（性能・材質・JIS記号）等を表示する。
- b. 使用予定の製品等の選定に当たっては、原則として同様の仕様・品質と認められる3社以上の製品（社名・品名・型番等）を記載すること。

### (3) 工事監理に関する成果物

下記a～cは、A4（正・副 各1部）及び電子データをCD-R等に保管し3枚提出すること。

- a. 各種提出書類
- b. 業務計画書
- c. 業務報告書
- d. その他発注者が必要と認めるもの

### (4) 解体設計に関する成果物

設計の種類	成果図書	製本形態等
(1) 解体設計 (現八鹿文化会館・公民館)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画説明書</li> <li>② 面積表及び求積図</li> <li>③ 敷地案内図</li> <li>④ 配置図</li> <li>⑤ 平面図（各階）</li> <li>⑥ 断面図</li> <li>⑦ 立面図</li> </ol>	A3 原図1部 製本3部 概要版5部

	⑧ 部分詳細図 ⑪ 見積比較表 ⑫ 概略工事工程表 ⑬ 仮設検討図 ⑭ 積算数量参考書 ⑮ 工事積算書 ⑯ 各社技術資料 ⑰ 各記録書	
(2) その他	・アスベスト調査報告書	
(3) 電子データ	上記(1)～(2)のデータ ※データ形式は PDF とする ※設計データは PDF 及び CAD データ (sfc, sxf, dxf) とする ※工事費概算書データは PDF 及び Excel データとする	CD-R で 3 枚

(注)

1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある
2. 「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む

(5) 解体工事監理に関する成果物

下記 a～c は、A4 (正・副 各 1 部) 及び電子データを CD-R 等に保管し 3 枚提出すること。

- a. 各種提出書類
- b. 業務計画書
- c. 業務報告書
- d. その他発注者が必要と認めるもの